

件名	愛媛県過疎地域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
主管課	税務課
根拠法令等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年3月31日公布、同年4月1日施行）
<p>【改正の概要】</p> <p>上記根拠法令等が施行されたことによる以下の内容の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○条例名を「愛媛県過疎地域の持続的発展の支援のための県税の特別措置に関する条例」に改正</li> <li>○対象事業に「情報サービス業等」を追加</li> <li>○対象となる設備投資を新增設から「取得等」に拡充</li> <li>○取得価額要件を資本金の規模に応じて最大500万円まで引下げ（現行：2,700万円）</li> <li>○市町村計画の「産業振興促進事項」において記載された区域及び業種について措置を適用</li> <li>○適用期間を令和6年3月31日まで延長 等</li> </ul>	
施行日	公布の日（令和3年4月1日適用）
<p>【その他参考事項】</p> <p>○特別措置の概要 ＊減収額の75%は、地方交付税で措置</p> <p>1 事業税・不動産取得税の課税免除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象区域 過疎地域（14市町（宇和島市、八幡浜市 等））等のうち市町村計画内に産業の振興を促進する区域として定められた区域</li> <li>(2) 対象業種 製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等、個人で行う畜産業・水産業</li> <li>(3) 対象設備の取得価額 資本金等の額に応じ、500万円、1,000万円又は2,000万円以上</li> <li>(4) 事業税の課税免除の期間 3年間（個人で行う畜産業・水産業は、5年間）</li> <li>(5) 過去5年間の適用実績 事業税 6,981万円（14件）、不動産取得税 1億8,187万円（22件）（H28～R2）</li> </ul>	